

# 中部バドミントン連盟規約 東海支部

## 第1章 総則

- 第1条 本連盟は、中部学生バドミントン連盟東海支部と称し、  
第2条 本連盟は、主たる事務所を愛知県内(支部委員長宅)に置く  
第3条 本連盟は、全加盟校(静岡、愛知、岐阜、三重)を以って組織する。

## 第2章 目的及び事業

- 第4条 本連盟は、中部の学生バドミントン団体を統轄し、学生バドミントンの普及・発展、振興及び競技力向上を図るとともに、バドミントンを通して学生の心身の健全な発達及び我が国のバドミントンの発展に寄与することを目的とする。  
第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 学生バドミントン大会の企画、運営及びその開催に関する事業  
(2) 学生バドミントンの普及・発展、振興及び競技力向上に関する事業  
(3) 学生バドミントンに関する講演会・講習会等の開催  
(4) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業  
第6条 本連盟は、次の大会を主催する。  
(3) 東海大学バドミントン選手権大会  
(4) 東海学生バドミントン選手権大会  
(5) 東海学生新人バドミントン選手権大会

## 第3章 加盟団体

- 第7条 本学連の地域割は、次のように定める。  
中部地区学連：新潟、長野、富山、石川、福井、静岡、愛知、岐阜、三重  
中部学生バドミントン連盟東海支部：静岡、愛知、岐阜、三重

## 第4章 会員

- 第8条 本連盟に次の会員を置く。  
(1) 団体正会員 地区学連に属し、本連盟の目的に賛同して入会した大学、文部科学省令に定める短期大学及び省庁立大学校において公認されたバドミントン競技団体(部)  
(2) 個人正会員 地区学連に属し、本連盟の目的に賛同して入会した前号の団体に属する個人  
2 会員の資格、入退会手続、会員が支払う会費等については、役員総会において別に定める。  
第9条 団体正会員は、年度当初に所定の方法で、大学名簿及び登録者名簿を作成し、運営本部に提出すること。  
第10条 登録単位は、規約第8条が規定する団体正会員を1単位とする。  
2 同一大学で複数の団体(部)を登録する場合は、以下の条件のもと、運営本部にてこれを決定する。  
(1) キャンパスや学部など、団体の区分けが明瞭であること。  
(2) 所属大学内における位置づけが完全に別組織であること(会計が異なるなど)。  
(3) 部として認められていること。サークル・同好会は認めない。  
(4) 複数の団体の登録が認められた場合、重複して加盟(兼部)することはできない。  
またその都度所属団体を変更し、出場チームを選択することは認めない。  
第11条 前条の登録単位は、同一大学に男子部と女子部がある場合は、別個の登録単位とする。

第12条 登録内容に異動があった場合、当該地区学連は、遅滞なく運営本部に届け出ねばならない。

第13条 本連盟に登録した大学は、必ず全日本学生連盟に登録せねばならない。

第14条 本連盟への登録年数は、加盟校に入学した年度から継続した4年間(短大は2年間、大学は4年間、医学部等は6年間)とする。但し、一旦大学を中退し同一大学へ再入学、又は他大学へ編入した場合は、当該登録学生を調査し、運営本部会議でこれを決定する。

第15条 本連盟の主催する大会は、日本国で出生し引き続き国内に居住している登録学生が出場できるものとする。但し、外国籍部員の扱いについては別途定める。

第16条 次の各項に該当する者は、本連盟に登録することができない。

(1) 一旦大学を卒業した者。但し、短大より大学へ編入する者に限り卒業として取り扱わない(残り年数は2年とする)。

(2) 聴講生・研究生・通信課程生・大学院生・高専生・専科生・別科生・専攻科生

第17条 次の各項に該当する登録学生は、本連盟主催の大会には出場することができない。

(1) 理由の如何を問わず停学謹慎中の者及び休学中の者

第18条 本連盟の経費は、登録費及びその他の正当な収入によって支弁する。

第19条 本連盟の登録費は、団体正会員9,000円、個人正会員2,000円とし、登録と同時に、

全日本学生バドミントン連盟登録費と合わせて中部学生バドミントン連盟に納めなければならない。

## 第5章 役員

第20条 本連盟は以下の役員を置く

1 会長1名 4 会計委員1名

2 委員長1名 5 委員各校1名ないし2名

3 副委員長1名 6 監事1名

第21条 会長は、委員会に置いて推薦する。

第22条 会長は、本連盟を代表し、その業務を執行する。

第23条 委員長は、委員会に於いて互選し、会長はこれを任命する。

第24条 副委員長は、委員会に於いて互選し、会長はこれを任命する。

第25条 委員は、各加盟大学において1名推薦し、その任務にあたる。担当大会において事務を司る。

第26条 委員長及び副委員長の選出された大学は、直ちに欠員を補充する。

第27条 副委員長は委員長を補佐し、委員長の事故ある時はその職務を代行する。

第28条 会計委員・幹事は会長が任命する。

第29条 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第30条 本連盟は必要に応じて委員会の議決を経て顧問及び参与をおくことができる。

## 第6章 役員総会

第31条 役員総会は、各加盟団体の委員をもって構成する。

第32条 役員総会は、次の事項に限り決議する。

(1) 役員の選任、解任又は除名

(2) 規約の変更

(3) 会員の入会の基準及び会費等の金額

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止

2 前項にかかわらず、個々の役員総会においては、第33条第3項の通知記載又は記録された役員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

第33条 本連盟の役員総会は、定時役員総会及び臨時役員総会の2種とする。

2 定時役員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時役員総会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

(1) 委員会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総役員の10分の1以上の議決権を有する役員から、役員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求が会長にあったとき。

第34条 役員総会は、常任委員会の決議に基づき会長が招集し、議長となる。

2 会長は、前条第3項第2号の請求があったときは、その請求があった日から6週間以内の日を役員総会の日とする役員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 役員総会を招集するときは、日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、役員総会の日の1週間前までに通知を発しなければならない。

ただし、役員総会に出席しない役員が、議決権行使することができるところとするときは、

役員総会参考書類及び議決権行使書面を付して開催日時の2週間前までに通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、役員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく役員総会を開催することができる。

第35条 役員総会は、総役員の過半数の出席がなければ開催することができない。

第36条 役員総会における議決権は、委員1名につき1個とする。

第37条 役員総会の決議は、総役員の過半数が出席し、出席した役員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総役員の半数以上であって、総役員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 役員の除名

(2) 監事の解任

(3) 規約の変更

第38条 役員総会に出席できない役員は、本連盟の常任委員又は他の役員を代理人として、又は予め通知された事項について書面又は電磁的方法により、その議決権行使することができる。

2 代理人による議決権の行使は、代理権を証明する書面を、役員総会ごとに提出しなければならない。

3 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要事項を記載し、役員総会の日時の直前の業務時間の終了時までに、当該記載をした議決権行使書面を、本連盟に提出して行う。

4 電磁的方法による議決権の行使は、議決権行使書面に記載すべき事項を、役員総会の日時の直前の業務時間の終了時までに、電磁的方法により本連盟に提出して行う。

5 前二項により行使された議決権の数は、出席した役員の議決権の数に参入する。

第39条 常任委員又は役員が、役員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、役員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の役員総会の決議があつたものとみなす。

第40条 常任委員又は役員が、役員の全員に対し、役員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を役員総会に報告することを要しないことについて、役員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の役員総会への報告があつたものとみなす。

第41条 役員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席常任委員は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

第42条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり同年3月31日に終わる。

第43条 本連盟の事業計画書及び収支予算書については、会長が毎事業年度の開始の日の前日までに作成し、役員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

第44条 本連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時役員総会に提出・報告し、承認を受けなければならない。

### (1) 事業報告

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置きするとともに、規約を主たる事務所及び従たる事務所に、役員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

第45条 本連盟に会計担当者を置くことができる。

2 会計担当者は、常任委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

3 会計担当者は、必要に応じて常任委員会及び役員総会に出席するが、議決権はないものとする。

第46条 本連盟は、剩余金の分配を行わない。

## 第8章 経費

第47条 諸業務並びに諸事業に関する役員・委員に対する日当及び旅費は別途の通りとする。

なお、諸業務を遂行するために専門的な技術を有する外部有識者が必要な場合は、会長より委嘱し、日当及び旅費を支給することができる。

## 第9章 規約の変更及び解散

第48条 この規約は、役員総会の決議によって変更することができる。

第49条 本連盟は、役員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第50条 本連盟が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 罰則

第51条 本連盟の規定する事項に反した場合は、本連盟及び該当地区学連に対する一切の権利を失う。

但し、罰則を適用される期間は登録年数からこの期間を差し引くものとする。

第52条 学生としての本分に反したる者は、各地区学連の総会において処罰し、常任委員会の承認を得るものとする。

## 第11章 付則

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| 第53条 1. この規約は、 | 昭和49年4月1日より施行する。 |
| 2. この規約は、      | 平成9年4月1日より施行する。  |
| 3. この規約は、      | 令和3年4月1日より施行する。  |
| 4. この規約は、      | 令和7年6月1日より施行する。  |

## 別添資料 I 外国籍部員等の登録及び競技参加資格に関する規定

### I - 1. 外国籍部員の扱い

#### 外国语部員の分類

- A. 日本で出生し、引き続き日本で生活をしている外国语部員
- B. 日本で義務教育を終了した外国语部員
- C. 日本の高等学校の3年間を終了した外国语部員
- D. 日本の大学に外国から留学により入学した外国语部員
- E. 日本の大学に外国の大学から転入学した外国语部員
- F. その他の外国语部員

### I - 2. 外国籍部員の登録

- 1. 外国籍部員の分類 A.B.C.D の部員は日本人同様に登録することができる
- 2. 分類 E の部員は最短修学年限から本国に於けるすでに修学した年数を控除した年数に限り登録することができる
- 3. 分類 F の部員については、都度内容を検討し、運営本部の決議による

### I - 3. 外国籍部員の競技会参加規定

- 1. 外国籍部員の分類 A 及び B の部員は日本国籍部員同様に扱う
- 2. 団体戦については、分類 C.D.E の外国语部員は競技会の登録は2名までとし、出場は1名に限り単複は兼ねられる
- 3. 個人戦については、分類 C.D.E の外国语部員は各大学からシングルス2名、ダブルス2名までとする。
- 4. 分類 F の部員については、都度内容を検討し、運営本部の決議による

### II - 1. その他

- 1. その他は中部学生バドミントン連盟規約に則る

## 別添資料Ⅱ 日当規定

大会運営、会議、その他大会開催に必要な活動における旅費及び日当は以下の通りとする。

- ・宿泊費：実費（領収書の提出が必要）
- ・交通費：実費（領収書の提出が必要）
- ・交通雑費：3,000円（精算書の提出が必要）
- ・日 当：3,000円
- ・昼食費： 700円
- ・夕食費： 700円(※2)
- ・減 納： -500円(※3)

※1：大会当日の稼働時間が8時間を超える場合支給する。（領収書の提出が必要）

※2：遅刻をした場合に適用する。

本文第47条の規定により、支給する旅費・日当及び手当は以下の通りとする。

- ・旅費日当：3,000円
- ・昼食費： 700円

手当

- ・2級以上の公認審判員：2,000円
- ・医務役員： 2,000円
- ・委員長： 20,000円(※4)
- ・会計委員： 15,000円(※4)
- ・副委員長： 10,000円(※4)

※4：大会単位で支給する。